

日時：令和4年4月13日（水）14：45～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第205回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「次世代医療基盤法の認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定医療情報等取扱受託事業者の認定」に係る協議の対応について、御説明申し上げます。

今般の申請協議につきましては、3件目となっております。

資料1-1の「1. 検討の趣旨」でございます。次世代医療基盤法では、匿名加工医療情報作成事業を行うことについて認定を受けた者である認定匿名加工医療情報作成事業者が、医療情報の提供を受け、匿名加工医療情報を作成、提供すること等の規定を定め、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、健康長寿社会の形成に資することを目的として導入された制度です。

また、医療機関等から提供される医療情報については、要配慮個人情報であるものの、特例として、本人同意ではなく、あらかじめ本人に対し、書面を基本とした通知を行うことにより、オプトアウトによる提供を可能としています。

同法において、主務大臣は、「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行う者である認定医療情報等取扱受託事業者の認定」を行う際には、個人情報保護委員会に協議することとされており、今般、当委員会に対し、主務大臣から協議が行われたものです。

次に、「2. 申請の概要」でございます。

本件は、認定匿名加工医療情報作成事業者について、一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構から、認定医療情報等取扱受託事業者について、株式会社日立製作所からそれぞれ認定の申請がされたものです。

事業者概要、事業実施体制の詳細につきましては、別紙のとおりとなっております。

次に、「3. 検討内容」でございます。

それぞれの申請内容につきまして、個人情報保護法との関係を踏まえ、資料に記載の①から⑥までのおり確認したところでございます。

①として、匿名加工医療情報の加工基準について、個人情報保護法における匿名加工情報と同等の基準により加工することとしています。

②として、医療情報等及び匿名加工医療情報の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じています。

③として、匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報の提供を受ける際に、医療機関等である医療情報取扱事業者において、提供する医療情報の項目等を公表することとしています。

④として、匿名加工医療情報を利活用者である匿名加工医療情報取扱事業者に提供する際に、匿名加工医療情報であることを明示した上で、匿名加工医療情報取扱事業者が安全管理措置等を講ずることについて、ガイドラインに従い、契約により適切に取り扱うこととしています。

⑤として、匿名加工医療情報の照合禁止義務について、内部規程により適切に規律されています。

⑥として、医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関する相談の手續等を定めた内部規程を作成し、相談窓口を設置して苦情等の対応を行うこととしています。

なお、次世代医療基盤法並びに同法の基本方針、政令、省令及びガイドラインに規定されている、申請者が申請に際して満たすべき「申請者の能力に関する基準」、「安全管理措置に関する基準」等の各種要件につきましては、申請書類や施設・設備の現地検査により、主務大臣において適切に確認されています。

最後に、「4. 対応案」です。

「3. 検討内容」のおり、本件協議書によれば、今般の申請者においては、個人情報保護法における匿名加工情報を作成等するときの個人情報取扱事業者に課されている措置と同等の内容の措置が講じられていると認められます。

また、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者は、それぞれ個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては、事業実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用する必要があります。

以上を踏まえ、本協議については、資料1-2及び資料1-3のおり、個人情報保護法の規定に従い、適切に運用することについて、それぞれ意見を付した上で、当委員会として了承することとしたいと考えております。

なお、本議題につきましては、委員会当日での資料公表は行わず、後日公表とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。よろしいでしょう

か。

このいわゆる「次世代医療基盤法」は、健康・医療に関する先端的な研究開発や新産業の創出を促進し、健康長寿社会を形成することを目的としていますが、この達成には、患者の皆様や国民の方々からの本制度に対する信頼が不可欠と考えております。

今回、主務大臣から新たに認定される事業者においては、その信頼の醸成に資するべく、適切に医療情報を取り扱って事業を進めていただきたいと考えます。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、意見を付した上で了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定し、主務大臣に通知することといたします。事務局においては、所要の手續を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「LINE株式会社における改善策の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「LINE株式会社における改善策の実施状況について」、御説明させていただきます。

最初に、「1 これまでの経緯」ですが、個人情報保護委員会は、令和3年4月23日に、LINE株式会社に対し、個人情報の保護に関する法律第41条に基づき、委託先における個人データの取扱いに関して自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、適切な監督等の指導を行いました。

その後、令和3年10月29日に、本件指導に対する改善策の実施、又は今後の確実な実施が確認されたことから、LINE株式会社への立入検査を終了しており、その際、以下の三つの実施未了の改善策について、令和4年3月末日までの報告を求めておりました。

実施未了の改善策の一つ目は、権限管理者にアクセス権限の定期棚卸しを義務付け、アクセス権限管理が不適切であった場合には、LINE株式会社のセキュリティ部門が是正措置を講じるものでございます。

二つ目は、「LINE Monitoring Platform」という、利用者から通報があった場合に通報対象のトーク等の個人情報へアクセスする機能、通称「LMP」など、機微な個人情報にアクセスが可能な権限のログインに多要素認証を導入するものです。

三つ目は、LINE株式会社及び委託先企業16社に実地監査を行いまして、必要な是正措置を講じるものです。

次に、「2 改善策の実施状況」を実施未了であった改善策ごとに御報告いたします。

(内容については非公表)

最後に、今後の対応方針の案ですが、今回の改善策の実施状況報告により、本件指導に対する全ての改善策の実施が確認できたことから、令和4年3月の第7回目の報告を最終として、LINE株式会社へのフォローアップを終了することとしたいと考えております。

LINE株式会社の改善策の実施状況につきましては、当委員会ホームページに公表資

料案を掲載することにより対外公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、本年3月の報告をもってLINE株式会社に対するフォローアップを終了したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

本件事案については、昨年10月末に立入検査を終了していましたが、その時点で実施未了であった委託先の監督等の措置についても確実にフォローし、この度、その完了を確認したところです。これにより、当委員会からの指導に対し、事業者において適切に対応がなされ、安全管理措置等について必要な基準にまで見直されたことが確認できたと考えています。

今後も、国民からの期待に応えるべく、適切に監督を行ってまいりたいと思っております。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの先ほどの説明のとおり、事案の社会的な影響を勘案し、配付の「公表資料」と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分のみを公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

(監督関係者以外退席)

○丹野委員長 それでは、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。